

平成 29 年度阿久根市障がい者就労施設等からの物品等の調達 推進方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、阿久根市において障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく次に掲げる施設

ア 障がい者支援施設（生活介護，就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A 型，B 型）

(2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、国，地方公共団体から助成を受けている小規模作業所

(3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく次に掲げる事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 12

3号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 次の要件を全て満たす重度障がい者多数雇用事業所

(ア) 障がい者の雇用者数が5人以上

(イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象とする物品等

障がい者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等とする。

6 調達の推進方法

(1) 年度ごとに、前年度の物品の調達実績等を勘案して、当該年度に調達する物品等の目標を設定する。

(2) 各課等は、調達を円滑に進めることができるよう、障がい者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し共有する。

(3) 各課等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、阿久根市契約規則(昭和61年阿久根市規則第1号)等の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。

7 調達実績の集計及び公表

この方針に基づく物品等の調達実績は、当該年度終了後速やかに集計するとともに、市ホームページにより公表する。

8 調達の目標

この方針における調達の目標については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

9 その他

(1) 障がい者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について、当該施設等の受注能力等に十分配慮する。

(2) 職員個人や市民等からの物品等の調達推進にも資するよう、障がい者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、市ホームページ等を活用し発信する。

附 則

この方針は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。